

令和 5 年

三 島 市 外 三 ヶ 市 町 箱 根 山 林 組 合

組 合 議 会 1 0 月 定 例 会 会 議 録

(令和 5 年 1 0 月 2 4 日 三島市議会議場において)

出席議員

1 番	瀬戸 美一
2 番	安田三津子
3 番	向笠 誠
4 番	佐野 淳祥
5 番	堀江 和雄
6 番	藤江 康儀
7 番	野田 敏彦
8 番	飯田 安雄
9 番	佐野 俊光
1 0 番	野村 諒子
1 1 番	松川 益藏
1 2 番	川原 章寛

説明のため出席した者

管理者 三島市長	豊岡 武士
副管理者	杉山 浩生

事務局出席者

勝又 慶貴
小林 悟
大川 秀平
関口 智也

令和 5 年 1 0 月 2 4 日（火）

午後 1 時 3 0 分

開議

議 事 日 程

日程第 1		組合議会議員の辞職について -----	3
日程第 2		議席の指定 -----	3
日程第 3		会期の決定 -----	3
日程第 4		会議録署名議員の指名 -----	4
日程第 5	承第 1 号	専決処分の報告及び承認について (三島市外三ヶ市町箱根山林組合個人情報の保護 に関する法律施行条例) -----	4
日程第 6	認第 1 号	令和 4 年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計 歳入歳出決算認定について -----	5
日程第 7	議第 3 号	令和 5 年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計 補正予算案(第 1 号) -----	8
日程第 8	発議第 1 号	三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会の個人情報 の保護に関する条例案 -----	9

(午後 1 時 3 0 分 開議)

○議長(堀江和雄君)今日は、御苦勞様でございます。

出席議員が定足数に達しましたので、これより三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会 1 0 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、管理者あて出席方を通知しておきましたので、ご報告申し上げます。

本日の議事日程は文書をもってご通知申し上げたとおりであります。

これより日程に入ります。

△日程第 1 組合議会議員の辞職について

○議長(堀江和雄君)これより日程に入ります。日程第 1 組合議会議員の辞職についてご報告申し上げます。

清水町選出の組合議会議員 秋山治美君より一身上の都合により辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第 1 2 6 条の規定により、議長において許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

なお、補欠選挙により野田敏彦君が選出されましたので、ご紹介申し上げます。

△日程第 2 議席の指定

○議長(堀江和雄君)次に、日程第 2 議席の指定を行います。

今回選出されました野田敏彦君の議席は、会議規則第 3 条の規定により、議長において、議席番号 7 番に指定いたします。

△日程第 3 会期の決定

○議長(堀江和雄君)次に、日程第 3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日一日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)ご異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日一日と決定いたしました。

△日程第4

会議録署名議員の指名

○議長(堀江和雄君)次に、日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、議長において10番 野村諒子さん、11番 松川益藏君の両名を指名いたします。

△日程第5

承第1号

専決処分の報告及び承認について

(三島市外三ヶ市町箱根山林組合個人情報の保護
に関する法律施行条例)

○議長(堀江和雄君)次に、日程第5 承第1号 専決処分の報告及び承認について
を議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

[副管理者 杉山浩生君登壇]

◎副管理者(杉山浩生君)ただいま上程になりました、承第1号 三島市外三ヶ市町
箱根山林組合個人情報の保護に関する法律施行条例の専決処分についてご説明
申し上げます。

これは、去る組合議会2月定例会におきまして、専決処分する旨のお願いを
申し上げたものでございますが、関係法令の改正に伴い速やかに本条例を制定
する必要がございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決
処分したものであります。

内容といたしましては、令和3年5月19日にデジタル社会の形成を図る
ための関係法律の整備に関する法律が公布され、その一部が令和5年4月1日
から施行されることにより個人情報の保護に関する法律が改正されることと
なりました。これに伴い、全国の各地方公共団体で法の施行に関して条例で
定めることとされたことから、当組合といたしましても、同法施行条例に関し
まして、三島市の条例案可決を見た上で、遅滞なく共通ルールの下、運用でき
るよう、令和5年3月30日付けで専決処分し、4月1日から施行したもので
あります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀江和雄君)以上で、当局からの説明が終わりましたので、これより本件
について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

使用料、1節 電柱敷使用料44万7,000円は、東京電力関係が204本、N T T関係が91本などの使用料です。2節 その他使用料3万3,000円は、ソフトバンク(株)及びK D D I(株)の無線基地局等の土地占用料です。次に、2款 財産収入の収入済額1,473万5,091円のうち、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、1節 貸地料1,404万1,874円は、(株)芦の湖カントリークラブほかの法人及び一般貸付の貸地料で、詳細は、お手元の業務報告書4ページの上段に記載してあるとおりでございます。次に、2目 利子及び配当金、1節 預金利子2万7,073円は、積立金9,840万円の運用利子です。次に、3目 森林収入は、ありませんでした。次に2項1目1節 補償料収入66万6,144円は、(株)芦の湖カントリークラブからの水利採草補償料32万3,000円と東京電力パワーグリッド(株)箱根線の送電線に係る支障木伐採補償料29万7,330円などです。7ページ、8ページをお開きください。3款1項1目1節 繰越金の収入済額は、246万4,396円でした。次に、4款 諸収入の収入済額は、9,963円でした。次に5款1項 繰入金、1目1節 積立金繰入金は、芦ノ湖高原別荘地の災害対策工事に係る補助金交付に対応するため、1,600万円を積立金から一般会計に繰り入れました。これにより年度末の積立金累計額は、9,840万円となりました。

次に、歳出の詳細についてご説明いたします。9ページ、10ページをお開きください。1款1項1目 議会費248万9,880円は、組合議会の運営に要した経費で、主なものは報酬ですが、ほかに令和4年7月12日から14日の2泊3日で実施した林業地視察研修の経費も含まれております。次に、11ページ、12ページをお開きください。2款 総務費415万8,373円のうち、1項 総務管理費、1目 一般管理費393万9,333円は、特別職2名と一般職1名の人件費が主なもので、組合の一般管理事務に要した経費です。次の2項1目 監査委員費 21万9,040円は、監査事務に要した経費で、2泊3日で実施した林業地視察研修の経費も含まれております。次に、13ページ、14ページをお開きください。3款1項 財産費、1目 管理費2,411万3,391円の主なものをご説明いたします。14ページ右側の備考欄をご覧ください。財産管理事業2,381万4,941円のうち、2行目の農林道事業負担金44万7,348円は、三島市が実施した林道諏訪ノ台線の路面修繕など、林道等の整備・管理に係る事業費の一部を負担したもので、詳細は、業務報告書の4ページ下段に記載してあるとおりでございます。1行

において次の貸付地維持管理事業補助金 3 万 4, 5 0 5 円は、一般契約地の管理団体が実施した境界確認などの山林維持管理活動に対し、事業費の 2 分の 1 を補助したもので、詳細は、業務報告書 5 ページ中段に記載してあるとおりでございます。次に、送電線下補償料地元交付金 1 万 8, 8 0 8 円は、東京電力パワーグリッド㈱から納入された箱根線の送電線下補償料を補助金等交付規則に基づき関係者に交付したもので、詳細は、業務報告書の 5 ページ中段の（４）に記載してあるとおりでございます。次に、芦ノ湖高原別荘地災害対策工事補助金 2, 2 9 5 万 7, 6 8 0 円は、令和元年の台風 1 9 号により被災した芦ノ湖高原別荘地内の 3 箇所について㈱芦の湖カントリークラブが対策工事を施行するにあたり、その工事費の 2 4 % 分を補助したもので、詳細は、業務報告書 5 ページ下段の（５）に記載してあるとおりでございます。次に、水利採草補償料 3 2 万 3, 0 0 0 円は、㈱芦の湖カントリークラブから納入された補償料を谷田用水組合など 4 団体に交付したもので、詳細は、業務報告書の 6 ページ上段に記載してあるとおりでございます。次に、直轄地管理事業 2 9 万 8, 4 5 0 円は、直轄林管理事業委託料で三島直轄林内の旧接待茶屋区域 7 5 0 ㎡の草刈りと径路の保全整備を委託したものです。

以上で説明を終わります。なお、各事業の詳細につきましては、お手元の業務報告書に記載してありますので、参考にさせていただきたいと存じます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀江和雄君)当局からの説明が終わりました。次に、監査委員から決算審査の報告を願います。

〔監査委員 藤沼和明君登壇〕

◎監査委員(藤沼和明君)ただいま上程になりました、認第 1 号 令和 4 年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定に基づき、審査しました結果を監査委員を代表してご報告申し上げます。

審査に付されました、令和 4 年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計歳入歳出決算書、事項別明細書及び付属書類は、ともに関係法令に準拠して作成されており、決算書に計上されている諸計数は、関係帳簿及び証書類と符合し、令和 4 年度における歳入歳出決算額を適正に表示しているものと認めましたことを、ご報告申し上げます。

なお審査の詳細につきましては、お手元の別冊、決算審査意見書に記載して

ありますので省略させていただきます。

以上、決算審査の結果報告といたします。

○議長(堀江和雄君)以上で、当局からの説明並びに監査委員からの報告が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)なければ討論を終わり、これより認第1号 令和4年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

原案どおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔 賛 成 者 挙 手 〕

○議長(堀江和雄君)挙手全員と認めます。

よって認第1号は原案どおり認定することに決定いたしました。

△日程第7 議第3号 令和5年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計補正予算案(第1号)

○議長(堀江和雄君)次に、日程第7 議第3号 令和5年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計補正予算案についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔副管理者 杉山浩生君登壇〕

◎副管理者(杉山浩生君)ただいま上程になりました、議第3号 令和5年度三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計補正予算案について、提案の要旨を申し上げます。今回の補正は、既定の予算に873万7,000円を追加し、予算の総額を2,684万6,000円にしようとするものであります。はじめに、歳入の説明をいたしますので、お手元の補正予算案6ページ、7ページをお開きください。2款 財産収入、1項 財産運用収入、3目 森林収入、1節 造林木売却収入740万円は、森林の経営を委託している三島直轄林に係るものですが、森林経営計画に基づき実施している令和2年度から令和4年度の事業箇所における間伐等が完了し、精算できる見込みとなったことから増額しようとするものです。

次に、8ページ、9ページをお開きください。2款 財産収入、2項1目1節 補償料収入41万円は、静岡県東部農林事務所が施行した令和4年度治山諏訪

台工事に伴い、支障となる立木の伐採が必要となり、補償が発生したことから支障木伐採補償料を増額しようとするものです。

次に、10ページ、11ページをお開きください。3款1項1目1節 繰越金は、前年度からの繰越金額が確定しておりますので、92万7,000円を増額しようとするものです。

次に、歳出のご説明をいたしますので、12ページ、13ページをお開きください。3款1項 財産費、1目 管理費を870万円増額しようとするものですが、これは一時的収入があったことも踏まえ、組合の長期にわたる財政の育成を図り、財政運営の健全化を確保するために24節 積立金を増額しようとするものです。

次に、14ページ、15ページをお開きください。4款1項1目 予備費は、3万7,000円を追加するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀江和雄君)説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君)なければ討論を終わり、これより議第3号 令和5年度 三島市外三ヶ市町箱根山林組合会計補正予算案について採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔 賛 成 者 挙 手 〕

○議長(堀江和雄君) 挙手全員と認めます。

よって議第3号は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第8 発議第1号 三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会の個人情報
の保護に関する条例案

○議長(大房正治君) 次に、日程第8 発議第1号 三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会の個人情報の保護に関する条例案を議題といたします。

本件について、発議者代表から提案理由の説明を願います。

〔9番 佐野俊光君登壇〕

◎ 9 番(佐野俊光君)ただいま上程になりました、日程第 8 発議第 1 号 三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会の個人情報の保護に関する条例案につきまして、提案の要旨を申し上げます。

令和 3 年 5 月に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律により個人情報保護法が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から各地方公共団体ひいては当組合においても全国共通のルールが適用されることとなりました。しかし、地方議会では国会や裁判所と同様に新法の適用対象外とされたことから現在、当組合議会において個人情報の保護の取扱いに係る法規等の定めがない状況となっております。このため当組合議会におきましても個人情報の保護に関し、共通ルールに沿った自律的な措置を講ずるため、本条例案を提案するものがあります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀江和雄君) 説明が終わりました。ただいま議題となっている本件は、全議員が発議者となっておりますので、質疑及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江和雄君) ご異議なしと認めます。よって本件は質疑及び討論を省略することに決定いたしました。

これより発議第 1 号 三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会の個人情報の保護に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔 賛 成 者 挙 手 〕

○議長(堀江和雄君) 挙手全員と認めます。

よって発議第 1 号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長(堀江和雄君) 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

ここで豊岡管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

◎管理者(豊岡武士君)議会閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日の三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会 10 月定例会におきましては、令和 4 年度の決算認定をはじめとした議案につきまして、慎重なるご審議の上、ご承認を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、当組合におきましては、箱根山組合共有地基本構想の実現に向け、

三島直轄林においては、三島直轄林整備計画に基づく森づくりを着実に進めているのと同時に、その他の直轄林や分収林も含め森林経営計画に沿った利用間伐等の森林整備を進めているところであります。

新型コロナウイルス感染症の5類への移行後、はじめての秋の行楽シーズンを迎え箱根西麓地域は、賑わいを取り戻してきております。今後も、箱根西麓という素晴らしい地域資源を適正に管理するため治山・治水、水源涵養を第一義とするとともに公益的機能の向上や成熟した森林資源の活用を図るなど引き続き保全整備に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

二十四節気の霜降を迎え暦の上では山里において霜が降り始めるころとされております。今年は、気候変動の影響かかなり暑い日が長く続きましたが、ようやく朝晩の冷え込みも進み、秋の深まりを感じる季節となつてまいりました。議員の皆様におかれましては、今後さらにご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、くれぐれもご健康に留意され、ますますご健勝にてご活躍くださいますようご祈念申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(堀江和雄君)これをもちまして、10月定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(午後2時00分 閉議)

地方自治法第123条の第2項の規定によりここに署名いたします。

令和5年10月24日

議 長

堀江 和雄

会議録署名議員

野村 諒子

会議録署名議員

松川 益藏